

社団法人日本エルピーガス供給機器工業会

常勤役員退職金規程

(目的)

第1条 本規定は、社団法人日本エルピーガス供給機器工業会（以下「本会」という）の常勤役員に対する退職金の支給に関する事項について定めるものとする。

(改定手続)

第2条 本規定の改定は、理事会の議決を経て会長がこれを行うものとする。

(退職金の額)

第3条 常勤役員が退職または任期中に死亡（以下、「退職等」という）した場合には退職金を支給するものとする。

2 前項の退職金の額は、当該常勤役員が退職した日における月額報酬（年額報酬を12で除す）に、その者の在職期間1年につき、1.0を乗じて得た額とする。但し、特別の功労のあった場合は、理事会の議決を経て会長が決定するものとする。

3 前項の退職金額の計算において、在職期間は常勤役員に任命された日から起算し、1年に満たない端数が生じたときは月数に応じて計算するものとする。

4 常勤役員が任期満了後も、引き続き常勤役員となったときは、退職金を支給せず最終の退職時に退職金を支給するものとする。

この場合における在職年数の計算は在職期間を通算して行うものとする。

(支給の方法)

第4条 退職金は、常勤役員が退職したときはその者に、死亡したときはその法定相続人に支給するものとする。

2 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべき金額を控除し、その残額を支給するものとする。

(退職金の支給制限)

第5条 常勤役員が定款第18条2号に該当して解任されたときは、退職金は支給しない。

附則

1. 本規定は平成15年6月12日より施行する。

なお、施行日後に常勤役員に任命された者から適用するものとする。